

性犯罪に関する刑法改正

(2023年7月13日施行)

2017年に性犯罪に関する刑法が110年ぶりに大幅に改正されましたが、その改正における3年を目途に見直しを検討する旨の附則を踏まえ、さらなる改正が行われました。

主な改正内容

強制性交等罪を「不同意性交等罪」に変更!

- ・「強制性交罪+準強制性交罪」→「不同意性交等罪」(5年以上の有期懲役)
- ・「強制わいせつ罪+準強制わいせつ罪」→「不同意わいせつ罪」(6月以上10年以下の懲役)

「不同意」=同意しない意思を形成、表明又は全うすることが困難な状態

「不同意」の原因となる8つの行為を明示!

①暴行・脅迫、②心身の障害、③アルコール・薬物の影響、④睡眠その他の意識不明瞭、⑤同意しない意思を形成・表明、全うするいとまの不存在(「不意打ち」など)、⑥予想と異なる事態との直面に起因する恐怖、驚がく(「フリーズ」など)、⑦虐待に起因する心理的反応(「虐待による無力感、恐怖心」など)⑧経済的、社会的関係上の地位に基づく影響力による不利益の憂慮(「上司・部下」、「教師・生徒」の関係など)

性交同意年齢を引き上げ!

- ・性行為への同意を判断できるとみなす年齢を現在の13歳から16歳以上に引き上げる
- ・被害者が13~15歳で、相手との間に5歳以上の年齢差がある場合にも適用

子どもに対する面会要求等の罪を新設!

- ・16歳未満の子どもに対し、①わいせつ目的でだます、誘惑するなどして会うことを要求する、②その要求の結果、わいせつ目的で会う、③わいせつな画像を撮らせ、SNSやメールで送るよう求めることを禁止
- ・被害者が13~15歳のときは、相手との間に5歳以上の年齢差がある場合に適用

公訴時効期間を延長!

- ・不同意性交等罪など 10年 ▶ 15年
- ・不同意わいせつ罪など 7年 ▶ 12年
- ・被害者が18歳未満の場合は、被害者が18歳に達する日までの期間に相当する期間を加算

性的姿態等撮影罪などを新設!

- ・わいせつな画像を撮影したり、第三者に提供したりする行為などを禁止
- ・「性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律」において規定(令和5年7月13日施行)